

## 平成31年度軽自動車税のお知らせ

### ○原動機付自転車、小型特殊車及び二輪車等

車 種		税率(年額)	
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下のもの	2,000円	
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	2,000円	
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
小型特殊自動車	農耕作業用 (コンバイン、 トラクター等)	二輪のもの	2,000円
		四輪のもの	1,000cc以下
	1,000cc超え		3,900円
	その他の特殊作業用(フォークリフト等)		5,900円
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの・被牽引車	3,600円	
二輪小型自動車	二輪で総排気量が250ccを超えるもの	6,000円	

### ○三輪及び四輪以上の軽自動車

車両区分 (軽自動車)			税率(年額)		重課税率(年額)
			平成27年3月31日以前 に新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後 に新規検査を受けた車両	新規検査から13年 経過した車両
四輪以上で 総排気量が 660cc以下 のもの	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪で総排気量が660cc以下のもの			3,100円	3,900円	4,600円

### ◇グリーン化特例(軽課)の適用期限が延長されました

平成30年4月1日から平成31年3月31日に新規検査を受けた車両のうち、排出ガス性能と燃費性能の優れたものについて、軽自動車税が軽減されます。対象要件と税率は次の表のとおりです(平成31年4月1日から平成32年3月31日新規検査車両は平成32年度軽過対象です)。

対象・要件等			特例措置の内容
・電気自動車 ・天然ガス軽自動車(平成21年排ガス規制NO×10%以上低減又は30年排ガス規制適合)			おおむね75%軽減
ガソリン車 (ハイブリット車 を含む)	排ガス性能	燃費性能	おおむね50%軽減
	平成17年排ガス規制 75%低減 (☆☆☆☆) または平成30年排ガス 規制50%低減達成	乗用車：平成32年度燃費基準+30%達成 軽貨物車：平成27年度燃費基準+35%達成 乗用車：平成32年度燃費基準+10%達成 軽貨物車：平成27年度燃費基準+15%達成	

### ○グリーン化特例(軽課)適用の軽自動車

車両区分 (軽自動車)			税率(年額)		
			おおむね75%軽減	おおむね50%軽減	おおむね25%軽減
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			1,000円	2,000円	3,000円

### 【軽自動車等の手続きはお済みですか？】

原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車(農耕用車両)等について、以下①～⑧のような異動があった場合には、本庁税務徴収課もしくは各支所で手続きが必要です。

- ①販売店等から購入した ②知人等から譲り受けた ③市外から転入し、登録住所が旧住所地になっている  
 ④廃棄した ⑤知人等に譲った ⑥市外に転出し、登録住所が常陸大宮市になっている ⑦盗難に遭った  
 ⑧亡くなった方の名義になっている

○手続きに必要なもの(原動機付自転車、小型特殊自動車)

異動の事由	販売証明書	譲渡証明書	廃車申告受付書 (廃車証明書)	標識交付 証明書	ナンバー プレート	印鑑
購入(新規登録)	○					○
譲渡(廃車手続き済み)		○				○
譲渡(廃車手続きなし)		○		○	○	○
ナンバープレート交換				○	○	○
転入(廃車手続き済み)			○			○
転入(廃車手続きなし)				○	○	○
廃車(廃棄、譲渡、転出)				○	○	○
廃車(盗難)				○		○

※代理の場合は、代理人の印鑑も必要です。

※車体番号のメモや商品カタログでのナンバー取得はできません。必ず譲渡(販売)人の情報記入、押印のある譲渡(販売)証明書をご準備ください。

※盗難の場合は、警察署で盗難届を出した際の「受理番号」等が必要ですので、控えておいてください。

◎亡くなられた方の車両の手続きについてはお問い合わせください。

◎申請書の様式等は、下記URLのページよりダウンロードできます。

<http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/page/page000041.html>

○軽自動車、二輪の小型自動車についての手続きの詳細は、下記の表を確認してお問い合わせください。  
 ※解体のみのお手続きを業者に依頼された方、解体業者の方は、下記届出先にて抹消登録の申告もお願いします。

車両の種類	届出先及び問い合わせ先
・軽自動車(660cc以下の三輪・四輪のもの)	軽自動車検査協会茨城事業所 ☎050-3816-3105
・二輪の小型自動車(250cc超のもの) ・軽二輪(125cc超250cc以下のもの)	茨城運輸支局 ☎050-5540-2017

**問** 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線239

**胃の内視鏡検査について《早めの申し込み・受診をお願いします》**

今年度から、胃がん検診に「内視鏡検査」が追加されました。希望される方は平成31年1月31日までに  
お申し込みください(受診期限は平成31年2月28日です)。

○対象者 市内在住で、今年度満50歳以上の\_1歳、\_5歳になる方

(例. 51歳、55歳、61歳、65歳、71歳、75歳・・・上限なし)

○受診できない方 ・胃疾患(逆流性食道炎も含む)で治療中または経過観察中の方

・年度内に住民健診で胃がん検診(バリウム検査)を受けた方

・年度内に市の補助を受けて人間ドックを受けた方

○個人負担金 4,000円(生検が必要になった場合は、別途費用がかかります)

○検診医療機関

市内4医療機関(エヌ・ティークリニック、大曾根内科小児科、高村外科医院、常陸大宮済生会病院)  
及び水戸市参加医療機関(詳細はお問い合わせください)

○申込方法

健康推進課(総合保健福祉センターかがやき内)及び各支所の窓口にて、申請書及び問診票の記入を  
お願いします。印鑑をご持参ください。

【すでにお申し込みが済んでいる方へ】

受診できる期限は平成31年2月28日までです。事前に医療機関への予約が必要ですので、早めの  
受診をお願いします。

**申込・問** かがやき 健康推進課健康推進G ☎54-7121

**山支** 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

**美支** 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

**緒支** 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

**御支** 総合窓口・地域振興G ☎55-2111